

基本目標3

生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくる

いつでも、どこでも、だれもが生涯にわたり、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自分らしく、いきいきとした生活を送る環境づくりに取り組みます。

施策の方向

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る 3-1
- 2 スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実を図る 3-2
- 3 スポーツ・レクリエーション施設の充実を図る 3-3
- 4 健康ライフスタイルづくりを支援する 3-4

施策の方向1

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る 3-1

本市では、昭和49年に「スポーツ・レクリエーション都市」を宣言し、関係団体やその構成員一人ひとりの積極的な活動に支えられ、市民と協働によるスポーツ・レクリエーションの振興を進めてきました。

近年の様々な社会環境の変化、生活意識の多様化などにより、市民のライフスタイルは変化し、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも多様化、高度化しており、「いつでも、どこでも、だれもが、自分らしく、いきいきと」生涯にわたって、スポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、参加できる環境の整備が求められています。

そこで、今後は健康でいきいきとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供や相談への対応など活動しやすい環境の充実に努めるとともに、生涯スポーツ講座や市民体育祭をはじめとするスポーツ・レクリエーション事業を実施し、多様な活動機会の充実に努めます。

その結果として、スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人の市民が50パーセントを超えることをめざして取り組みます。

■施策の体系

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図る

● 活動環境の充実 3-1-(1)

● 活動機会の充実 3-1-(2)



生涯スポーツ講座 ビーチボールバレー



市民体育祭中央大会

■施策

活動環境の充実 3-1-(1)

スポーツ・レクリエーション活動情報についての市民のニーズは、ライフスタイル・ライフステージに合わせたものを求めて多様化、高度化しており、適切な情報提供が求められています。

そこで、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供や、活動に関する相談への対応の充実、また、活動を気軽に始められるようなきっかけづくり、安心して活動できるための子育ての支援等体制の充実など、活動環境の充実を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
多様な機会を活用した情報提供・参加促進 3-1-(1)-①	市民がスポーツ・レクリエーションに積極的に参加できるよう情報通信手段の活用状況や障がいの有無、国籍等を踏まえ、広報こしがや、ホームページなどを利用してスポーツ関係機関・団体の情報などスポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供の充実を図ります。 各地区センター・公民館などで開催される事業の情報提供をはじめ、健康づくり事業など様々な機会を活用して、スポーツ・レクリエーション活動に関する情報提供と参加促進を図ります。	スポーツ振興課
相談への対応の充実 3-1-(1)-②	市民のスポーツ・レクリエーションに関する相談は、単に施設の利用に関する相談だけでなく、健康づくりやスポーツ大会の情報など多岐にわたります。市民が気軽に身近な地域体育館などの体育施設等で相談できるよう、対応の充実を図ります。	スポーツ振興課
活動のきっかけづくり 3-1-(1)-③	市民ニーズに応じた様々なスポーツ・レクリエーション活動に関する教室・講座等の体験機会の充実を図るため、身近な集会施設などを利用した新たな教室・講座等の開催を検討し、活動に参加できるきっかけづくりを図ります。	スポーツ振興課
子育ての支援等 3-1-(1)-④	スポーツ・レクリエーションの大会や教室・講座には、子ども連れでも参加できるよう、活動を支える教室・講座等において、子ども保育室を設置するなど、子育て等の支援策を充実させ、参加しやすい環境整備を図ります。	スポーツ振興課
※1 スポーツ安全保険の加入促進 3-1-(1)-⑤	市民が安全に、安心してスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、各団体等を通じてスポーツ安全保険への加入促進に努めるとともに、体育施設をはじめ各地区センター・公民館などの公共施設に申込書やポスターを掲示するなど、スポーツ保険に関する情報提供を図ります。	スポーツ振興課

¹ スポーツ安全保険：アマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動などを行う社会教育関係団体の活動中に起きた事故に対する補償制度で、財団法人スポーツ安全協会が加入窓口となっています。

■施策

活動機会の充実 3-1-(2)

スポーツ・レクリエーション活動メニューについての市民のニーズも、ライフスタイル・ライフステージに合わせたものを求めて、多様化、高度化しています。そこで、市民の多様なニーズに応えられるよう、市民、関係団体・機関等と連携し、スポーツ・レクリエーション活動機会や活動メニューの充実を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
各種教室等の充実 3-1-(2)-①	市民ニーズに応じた様々なスポーツ・レクリエーションの教室・講座等の機会を充実します。開催にあたっては、関係団体等の協力を得ながら、市民のライフスタイルに応じて身近な集会施設などを利用した新たな教室・講座等の開催や開催日時の拡充、さらには各地区センター・公民館事業などにおいて関係機関・団体と連携し、参加しやすい教室・講座等の開催に努めます。	スポーツ振興課
各種大会等の充実 3-1-(2)-②	市民ニーズに応じた様々なスポーツ・レクリエーションの大会、イベント等の機会を充実します。開催にあたっては、関係団体等の協力を得ながら、市民のライフスタイルに応じて参加しやすい大会、イベント等の開催方法を検討します。	スポーツ振興課
各地区の活動への支援 3-1-(2)-③	市内13地区においてスポーツ・レクリエーション推進委員会を組織し、様々なスポーツ・レクリエーション活動の展開により、市民主体による活動が活発に行われています。引き続き市民の自主的な活動への支援を図ります。	スポーツ振興課
多彩な交流機会の充実 3-1-(2)-④	スポーツ・レクリエーションを通じて気軽に人と人がふれあうことは、子どもから高齢者、障がい者まで多くの人々とのつながりが深まり、地域における連帯感を高めるなど、地域コミュニティの形成に寄与します。そこで、運営方法を工夫することにより、年代や性別、障がいの有無にかかわらず、様々な人たちの交流機会の充実を図ります。	スポーツ振興課
勤労者の活動促進 3-1-(2)-⑤	市内在勤の勤労者が職場近くでスポーツ・レクリエーション活動を行えるよう、ホームページ等を活用しスポーツ・レクリエーション施設の情報提供を図ります。	スポーツ振興課
スポーツの技術・競技力の向上 3-1-(2)-⑥	より高いレベルをめざす選手の競技力向上を図るため、優れた指導者の養成、大会への選手派遣の充実、競技力強化支援に向け、体育施設の整備充実を図り競技力向上に努めます。	スポーツ振興課
スポーツ講習会等の学習機会の提供 3-1-(2)-⑦	スポーツ・レクリエーションの技術指導だけではなく、スポーツ理論、トレーニング科学、スポーツ医学等、スポーツ・レクリエーション、健康づくりなどに関する総合的な学習機会の提供を図ります。	スポーツ振興課

主な取り組み	内容	担当課
スポーツ観戦機 会の充実 3-1-(2)-⑧	トップレベルの競技者は多くの人々に夢と感動を与え、スポーツに対する興味や関心を高めるものです。総合体育館をはじめ市内体育施設を活用して、全国レベルの大会やプロスポーツイベントなど、様々なスポーツ・レクリエーションの観戦機会の充実を図ります。	スポーツ振興課
市民ニーズの調査 ・把握 3-1-(2)-⑨	スポーツ・レクリエーションの教室・講座、大会や健康づくり、介護予防事業など様々な機会を活用して、市民のニーズの把握に努めます。 青少年に人気の高いスポーツができる体育施設の利用方法などについて調査・把握に努めます。	スポーツ振興課
生涯学習活動等 との連携 3-1-(2)-⑩	ジョギングやウォーキングなどのスポーツ・レクリエーション活動は、多くの市民が実践しており、市内の文化財をめぐるコースを歩くことにより、文化活動につながることから、共同事業を開催し、幅広い生涯学習活動の展開を図ります。 また、子どもの登下校時に行うことにより、地域の防犯活動の一助となることから、警察、防犯活動団体、自治会等との連携を図ります。	スポーツ振興課 (生涯学習課) (くらし安心課)



健康体操教室



元旦マラソン大会

施策の方向2

スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実を図る

3-2

生涯にわたり、多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、活動に関する情報提供や活動機会を一層充実・発展させるとともに、指導者を養成・確保するなど、市民の活動を支援する体制づくりが重要となっています。

そのため、今後は市民が様々なスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ・レクリエーション推進委員会、*¹体育指導委員をはじめとした市民のスポーツ関係団体の自主的・主体的な活動を支援するとともに、これらの活動を基盤とした、市民の積極的な参画により引き続き「*²総合型地域スポーツクラブ」の設立を促進します。

また、学校部活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションの指導者の養成・確保に努めるとともに、地域、企業、大学などから参加者を募り、「スポーツボランティア」を組織し、市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実を図ります。

■施策の体系

スポーツ・レクリエーション活動を支援する体制の充実を図る 3-2

● 組織の充実 3-2-(1)

● 指導者の養成・確保 3-2-(2)



体育指導委員指導による体力テスト

¹ 体育指導委員：スポーツ振興法で規定されている公的な社会体育指導者です。教育委員会が委嘱してスポーツ振興のため、スポーツに関する指導・助言を行います。（任期2年）

² 総合型地域スポーツクラブ：地域の住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで様々な人が、種目や年齢に関わりなくだれもが自由に活動するスポーツクラブのことです。

■施策

組織の充実 3-2-(1)

本市では、体育協会、レクリエーション協会、スポーツ・レクリエーション推進委員会などの活動団体を中心に、スポーツ・レクリエーション活動の発展に取り組んできました。今後も、活動団体への支援を図るとともに、市民のニーズに即した「総合型地域スポーツクラブ」の設立を促進します。また、スポーツボランティアの養成と組織化を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
体育協会への支援 3-2-(1)-①	体育協会との連携により、体育協会の自主的な取り組みを促進し、活動への支援の充実に努めるとともに、広報こしがやホームページ等を活用し、体育協会加盟団体が行う各種大会等のPRに努め、市民の参加を促進します。	スポーツ振興課
レクリエーション協会への支援 3-2-(1)-②	レクリエーション協会との連携により、レクリエーション協会の自主的な取り組みを促進し、活動への支援の充実に努めるとともに、広報こしがやホームページ等を活用し、レクリエーション協会加盟団体が行う各種大会等のPRに努め、市民の参加を促進します。	スポーツ振興課
スポーツ・レクリエーション推進委員会への支援 3-2-(1)-③	13地区スポーツ・レクリエーション推進委員会との連携を密にしながら、推進委員会への支援の充実に努めるとともに、推進委員の確保に努め、事業への参加を促進します。 また、各地区推進委員会代表者で組織するスポーツ・レクリエーション推進協議会の円滑な運営に努めます。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブに関する情報提供 3-2-(1)-④	総合型地域スポーツクラブへの市民の参画と、市民の自主的な運営を促進するため、総合型地域スポーツクラブについての情報提供を図ります。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの設立促進 3-2-(1)-⑤	関係機関等との調整を図りながら、総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、円滑な運営を支援します。 また、健全なクラブ運営を継続的に行えるよう、クラブマネージャーを育成します。	スポーツ振興課
スポーツボランティアの養成 3-2-(1)-⑥	スポーツ・レクリエーションの大会や様々なイベント等の運営においては、多くの役員の協力が必要であることから、関係機関と連携してスポーツボランティアの養成と組織化を図り、市民のボランティア活動を促進します。	スポーツ振興課

■施策

指導者の養成・確保 3-2-(2)

市民のスポーツ・レクリエーション活動機会の一層の充実・発展に向けて、初心者でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を指導してくれる人材が求められています。

そのため、引き続き体育指導委員の活動への支援や学校の運動部活動における指導者の確保、スポーツリーダーバンクの周知と登録の促進など、スポーツ・レクリエーション活動の指導者の養成・確保を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
体育指導委員への支援 3-2-(2)-①	市民に対してスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導および助言を行う体育指導委員の資質の向上のため、研修会等を行うとともに、体育指導委員の活動の充実を図ります。	スポーツ振興課
スポーツリーダーバンクの充実 3-2-(2)-②	市民からの要請に応じて指導者を派遣するスポーツリーダーバンク制度を様々な機会や手段を活用し市民へ周知するとともに、リーダーバンクへの市民の登録を促進し、人材の確保を図ります。	スポーツ振興課
スポーツプログラマーの活用 3-2-(2)-③	地域のスポーツ活動に対し、安全かつ効果的に楽しめるよう、それぞれの体力や能力に応じたプログラムを考え、アドバイスできる指導者（スポーツプログラマー）の活用を図ります。	スポーツ振興課
多様な指導者の養成・確保・招致 3-2-(2)-④	スポーツの技術や知識だけでなく、心理学やコミュニケーションなどの能力にもたけた指導技術を有する指導者を養成するとともに、市内外の関係機関等と連携し、より高いレベルをめざす選手を指導できる指導者の養成・確保を図ります。また、プロスポーツ選手を招致するなど、多様な指導方法の工夫に努めます。	スポーツ振興課

施策の方向3

スポーツ・レクリエーション施設の充実を図る 3-3

市民の運動機会を確保するうえで、気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるような場が身近にあることは重要です。また、体育施設を安全・安心に利用できるよう、施設の整備と管理運営を充実するとともに、身近な自然環境と親しみながら、ジョギング、ウォーキングなどで健康・体力づくりができるレクリエーション施設の整備が求められています。さらに、子どもや成人の健康維持・増進とともに、高齢者や障がい者の体力や状況に合わせた健康・体力づくりができる環境を整えていく必要があります。

そこで、多くの市民が、身近な施設でスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、体育施設の整備と管理運営の充実を図ります。

また、水辺や緑道など身近な自然環境と親しみながら、健康・体力づくりができるよう、河川沿い、公園、広場などを活用した、ウォーキングコース、ジョギングコース、サイクリングコースなどレクリエーション施設の整備について調査研究に努め、だれもが利用でき、地域のコミュニティの醸成につながるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図ります。

■施策の体系

スポーツ・レクリエーション施設の充実を図る 3-3

●施設の整備・充実 3-3-(1)



総合体育館



しらこぼと運動公園競技場

■施策

施設の整備・充実 3-3-(1)

市民が身近な地域で気軽に活動できるよう、さらなる体育施設の改善・充実や学校施設の有効活用、施設の広域的な利用を推進することが求められています。

そのため、公共施設予約案内システム（愛称：まんまるよやく）など、施設利用手続きの簡素化や、民間能力を活用した^{*1}指定管理者制度による施設の効果的・効率的な管理運営など、体育施設の利用環境の向上を図ります。

主な取り組み	内容	担当課
体育施設の改善・充実 3-3-(1)-①	利用者のニーズを把握しながら、夜間照明、冷暖房、温水シャワー、更衣室など、だれもが利用しやすい体育設備の改善を図るとともに、公共と民間の一定の役割分担を踏まえ、民間施設の協力による活動の場、施設の確保に努め、体育施設・設備の改善・充実を図ります。 老朽化が進む第1・2体育館については、隣接する大沢地区センター・公民館との複合施設として整備を進めます。	スポーツ振興課
施設のバリアフリー化の推進 3-3-(1)-②	高齢者や障がい者に限らず、乳幼児を連れた方など、だれもが安心して利用できるよう体育施設のバリアフリー化をはじめ、付帯設備の充実や案内や表示などの工夫を図ります。 既存施設を含め新たな施設整備にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「越谷市まちの整備に関する条例」等に基づく ^{*2} ユニバーサルデザインを採用します。	スポーツ振興課
学校体育施設の活用 3-3-(1)-③	学校体育施設は市民の身近なスポーツ施設として活用されています。各学校と連携しながら、さらなる体育館・校庭の有効活用を図ります。	スポーツ振興課
民間スポーツ施設との連携 3-3-(1)-④	民間のノウハウの活用や民間施設の情報提供など、民間スポーツ施設との交流を図るとともに、講習会などの共催事業の企画、実施を検討します。	スポーツ振興課
交通機関の利便性の向上 3-3-(1)-⑤	体育施設への公共交通機関の利便性の向上を関係機関へ要請します。	スポーツ振興課 (都市計画課)

¹ 指定管理者制度：これまで地方自治体や市の出資法人等に限定されていた公の施設の管理を、NPOや民間事業者などに委ねる制度です。

² ユニバーサルデザイン：道具や建物、乗り物、空間などを、年齢や性別、身体的能力などの違いにかかわらずすべての人が使いやすいようにデザインしたものです。

主な取り組み	内 容	担当課
緑道等の整備 3-3-(1)-⑥	河川沿いなどの自然環境に親しむことのできる緑道、ウォーキングコース、ジョギングコース、サイクリングコース等の整備を推進します。あわせて、自然散策や文化財散策などにも活用できるような整備に努めます。	スポーツ振興課 (公園緑地課)
自然を活用したレクリエーション施設の検討 3-3-(1)-⑦	自然とふれあい、親しみながら健康・体づくりができるよう、河川沿い、公園、広場などを活用した、ウォーキングコース、ジョギングコース、サイクリングコースなどレクリエーション施設の整備について、関係課と協議のうえ、調査研究に努めます。	スポーツ振興課 (公園緑地課)
施設の利用促進 3-3-(1)-⑧	市内には県内有数の施設規模を誇る総合体育館をはじめ、市民球場、しらこぼと運動公園競技場などが整備されています。これらを会場とした国際大会や全国規模の大会の開催など、大会招致のため関係機関と連携し施設利用の促進を図ります。	スポーツ振興課
他自治体の施設の相互利用 3-3-(1)-⑨	市民が積極的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、近隣市町と連携し、各自治体の体育施設の相互利用を図ります。	スポーツ振興課 (企画課)
施設利用手続きの改善 3-3-(1)-⑩	市民へ施設利用方法の情報提供に努めるとともに、ITを活用した公共施設予約案内システムなどによる利便性の向上を図ります。	スポーツ振興課 (企画課)
施設の効率的な管理の推進 3-3-(1)-⑪	利用者の利便性の向上と安全性の確保を念頭に、体育施設の効率的な管理運営に努めます。 指定管理者制度導入施設については、民間の効率的経営やサービスの向上が図れるよう、体育施設の管理運営に努めます。	スポーツ振興課

施策の方向4

健康ライフスタイルづくりを支援する 3-4

高齢化の進行や子どもの体力の低下などを背景に、健康に対する市民の関心は高まっており、健康・体力づくりにおけるスポーツ・レクリエーション活動の役割は一層重要となっています。子どもたちの健全な育成、成人の健康維持・増進、高齢者や障がい者の生きがいや社会参加を促進し、市民一人ひとりのライフスタイルに合わせた健康・体力づくりを進めていく必要があります。

そこで、今後は学校・家庭・地域におけるスポーツ・レクリエーション活動を推進し、子どもたちの心身の健全な育成を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動と生活習慣の改善を含めた健康づくり事業を推進し、成人の健康・体力の維持・増進を図ります。

また、高齢者や障がい者の生きがいや社会参加を促進するため、年齢や心身の状況に応じ、無理なくスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、活動環境・機会の充実を図るとともに、市民が相互に支え合う体制づくりを進めます。

■施策の体系

健康ライフスタイルづくりを支援する 3-4

- ● 子どもの健康・体力づくりの支援 3-4-(1)
- ● 成人の健康・体力づくりの支援 3-4-(2)
- ● 高齢者の健康づくりの支援 3-4-(3)
- ● 障がい者の健康づくりの支援 3-4-(4)



なわとび大会

■施策

子どもの健康・体力づくりの支援 3-4-(1)

子どもの基本的な生活習慣の乱れや運動不足と体力の低下が指摘されています。そこで、子どもの頃から正しい生活習慣を身に付け、心身の健やかな育成が図られるよう、活動支援や活動場所の確保など、学校・家庭・地域が連携した取り組みの推進に努めます。

主な取り組み	内容	担当課
親子の健康づくり 3-4-(1)-①	幼児と親がふれあいながら健やかに心身を育むことができるよう、関係課等と連携し、「親子ふれあい体操教室」などの健康づくり、運動の充実を図るとともに、子どもの健康づくりの大切さについての情報を保護者などに提供します。 各種の保健事業、保育事業との連携・調整を図ります。	スポーツ振興課
学校保健事業の推進 3-4-(1)-②	家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、健康相談活動、保健指導、総合的な学習の時間、休み時間や放課後などを活用して、児童生徒の運動、食生活、休養などの望ましい生活指導、総合的な健康・体力づくりを図ります。	指導課 (学務課) (給食課)
保護者への情報提供と交流 3-4-(1)-③	子どもの健康・体力づくりの大切さを保護者が一層認識できるよう、子どもの体力や健康に関する情報の提供や、様々な機会を活用して保護者と学校との情報交換、交流を図ります。	指導課 (学務課)
教員の指導の充実 3-4-(1)-④	児童生徒が運動に興味を持ち、発達段階やスポーツ等の技術のレベルに応じて適切な指導が受けられるよう、教員の指導力の向上や体育専科教員の活用など、指導の充実を図ります。	指導課
運動部活動指導者の確保 3-4-(1)-⑤	専門的な指導を行うことができる運動部活動等の指導者の不足を補い、運動部活動の充実を図るため、体育協会、レクリエーション協会等の協力を得るとともに、スポーツリーダーバンクなどから、学校の運動部活動の外部指導者として活用を図ります。	スポーツ振興課 (指導課)
複数校による合同練習等の推進 3-4-(1)-⑥	生徒のスポーツ機会の充実の観点から、運動部活動の複数校による合同練習や練習試合などを推進します。	指導課
学校での取り組みの充実 3-4-(1)-⑦	学校においては、積極的に身体を動かす楽しさや体力の必要性の認識を深めるとともに、学習指導要領に基づく体育授業の充実はもとより、運動部活動などを通じ、体力の向上に向けた取り組みに努めます。	指導課
体育施設の充実 3-4-(1)-⑧	学校の余裕教室の活用や体育施設・設備の充実など、児童生徒が運動したくなる、また運動しやすい施設の充実を図ります。	学校管理課

主な取り組み	内容	担当課
運動会、体育祭の充実 3-4-(1)-⑨	小中学校における運動会、体育祭について、児童生徒の意見・要望を積極的に取り入れるとともに、親子で参加できる種目の検討など、地域住民が一体となった運営を図ります。	指導課
スポーツ団体等の活動支援 3-4-(1)-⑩	様々な機会を利用して、地域におけるスポーツ団体等への加入を促進するとともに、指導者の養成・確保を図るなど、活動への支援に努めます。	スポーツ振興課
活動場所の確保 3-4-(1)-⑪	児童館、学校、地区センター・公民館、公園等を活用し、その施設に応じた運動などができる場づくりに努めます。あわせて、市民の協力のもと、民有地（空き地等）の活用について検討を図ります。	スポーツ振興課
遊びを通じた健康づくり 3-4-(1)-⑫	子どもが屋外で積極的に遊べるよう、缶けり、かくれんぼ、おにごっこなど様々な遊び方を紹介するとともに、放課後子ども教室等における活動の中で、運動やスポーツに親しむ機会を提供する取り組みを支援します。	スポーツ振興課 （青少年課）



越谷ファミリーウォーク



サッカー教室



小中学校の運動会・体育祭

■施策

成人の健康・体力づくりの支援 3-4-(2)

成人の運動不足が顕著になっており、健康・体力づくりを継続して行うための支援が求められています。

そこで、成人の健康、体力の維持・増進を図るため、運動指導、栄養指導、生活保健指導など、健康ライフスタイルへの生活指導を行うとともに、スポーツや運動の苦手な人でも気軽に参加できる^{*1}ニュースポーツの普及などを努めます。

主な取り組み	内容	担当課
健康づくり事業の推進 3-4-(2)-①	健康の視点に立ち、スポーツ・レクリエーション活動と食育、介護予防など様々な健康づくり事業と連携し、市民の総合的な健康づくり事業を推進します。	スポーツ振興課 (市民健康課)
医療機関等との連携 3-4-(2)-②	健康づくり事業としてのスポーツ・レクリエーション活動において、医療機関等と連携し、健康づくり、疾病の予防などの取り組みに努めます。	スポーツ振興課 (市民健康課)
ウォーキングマップの作成 3-4-(2)-③	関係部門との連携や地区ごとのコース選定など、ウォーキングをしながら健康づくりや市の自然や文化財が散策できるウォーキングマップを作成するとともに、他の自治体の情報も提供していきます。	スポーツ振興課
運動プログラムの研究 3-4-(2)-④	自発的にスポーツ・レクリエーションをする習慣を身に付けられる個人に適したプログラムを開発するとともに、 ^{*2} 生活習慣病、 ^{*3} メタボリックシンドロームなどの予防に向けての運動プログラムを研究し、市民の健康維持・増進を図ります。	スポーツ振興課 (市民健康課)
ニュースポーツの普及 3-4-(2)-⑤	気軽に参加できるニュースポーツの調査、研究に努めるとともに、多様な年代に応じたニュースポーツを普及し、市民の健康維持・増進を図ります。	スポーツ振興課

¹ ニュースポーツ：競技性にこだわらず、気軽に誰でも楽しく参加できることを目標としたスポーツで、代表的なものとしてはグラウンド・ゴルフや、カーリングを室内で行えるよう考案されたユニカールなどがあります。

² 生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧症・脳卒中・心臓病・高尿酸血症など、生活習慣（食事習慣、運動習慣、肥満、喫煙、飲酒など）が主な発症原因であると考えられている疾患の総称です。

³ メタボリックシンドローム：内臓脂肪型の肥満（内臓肥満・腹部肥満）に、高血糖・高血圧・高脂質のうち2つ以上の症状が併発した状態を言います。

■施策

高齢者の健康づくりの支援 3-4-(3)

高齢化の進行とともに、高齢者の健康づくりの必要性は高まっています。
 そこで、高齢者の健康の保持・増進や生きがいづくりなどを図るため、高齢者が無理なくスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる活動機会の充実、施設の改善、健康づくり事業との連携などを推進します。

主な取り組み	内容	担当課
関係団体との協働による活動の促進 3-4-(3)-①	高齢者関係団体等への情報提供に努めるとともに、老人クラブなどとの協働により、スポーツ・レクリエーション活動への参加促進を図ります。	スポーツ振興課 (高齢介護課)
施設の改善・充実 3-4-(3)-②	高齢者や障がい者に限らず、乳幼児を連れた方など、だれもが安心して利用できるよう体育施設のバリアフリー化をはじめ、付帯設備の充実および案内や表示などの工夫を図ります。 既存施設を含め新たな施設整備にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「越谷市まちの整備に関する条例」等に基づくユニバーサルデザインを採用します。	スポーツ振興課
交通機関の利便性の向上(再掲) 3-4-(3)-③	体育施設への公共交通機関の利便性の向上を関係機関へ要請します。	スポーツ振興課 (都市計画課)
施設のバリアフリー化の情報提供 3-4-(3)-④	高齢者のスポーツ・レクリエーション活動への参加促進の観点から、体育施設のバリアフリー化の状況について刊行物などへの掲載を要請します。	スポーツ振興課
健康・体力づくりの活動機会の充実 3-4-(3)-⑤	高齢者のだれもが心身の状況に応じて参加できるスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムを充実するとともに、PRを強化し参加対象者の拡大を図ります。 国や県など広域的な規模で開催される大会等への参加を促進します。	スポーツ振興課 (高齢介護課)
介護予防のための各種事業との連携 3-4-(3)-⑥	高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動と介護予防のための各種事業との連携を図ります。	スポーツ振興課 (高齢介護課)
スポーツ・レクリエーションへの参加促進 3-4-(3)-⑦	高齢者の健康の保持・増進や生きがいづくりのため、地域における高齢者を含めた多世代の市民が参加する大会や、ふれあいを重視した交流型の大会などへの参加の促進を図ります。	スポーツ振興課 (高齢介護課)
活動の支援 3-4-(3)-⑧	年齢や体力等に応じた多様な活動プログラムの開発に努めるとともに、高齢者の体力・健康づくりを支援します。	スポーツ振興課 (高齢介護課)

主な取り組み	内容	担当課
ボランティアの養成 3-4-(3)-⑨	高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション大会等の運営を支援するボランティアの養成を図ります。	スポーツ振興課 (高齢介護課)
市民相互の理解促進 3-4-(3)-⑩	高齢者向けのスポーツ・レクリエーションをはじめ、多世代が交流できる大会の検討やだれもが参加できる大会等の開催など、スポーツ・レクリエーション活動による ^{*1} ユニバーサル社会づくりへの取り組みを推進します。	スポーツ振興課 (高齢介護課)



市民プールで水中ウォーキング

¹ ユニバーサル社会：社会の制度や仕組みにおいて、障がいの有無、年齢等に関わりなく、国民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ支え合い、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる能力を最大限発揮できる社会を言います。平成16年6月16日、第159回国会において「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議」が参議院本会議において可決成立しています。

■施策

障がい者の健康づくりの支援 3-4-(4)

障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、障がい者のニーズに応じた活動機会や施設の充実、指導者の養成・確保、ボランティアの養成などを図ります。

主な取り組み	内容	担当課
情報提供の充実 3-4-(4)-①	障がい者が、スポーツ・レクリエーションに関心を持ち、活動を始めるきっかけとなるよう、従来のFAX、電話、点字などのほか、情報通信技術を活用し多様なスポーツ・レクリエーションに関する情報提供に努めます。	スポーツ振興課
施設の改善・充実 (再掲) 3-4-(4)-②	高齢者や障がい者に限らず、乳幼児を連れた方など、だれもが安心して利用できるよう体育施設のバリアフリー化をはじめ、付帯設備の充実および案内や表示などの工夫を図ります。 既存施設を含め新たな施設整備にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」や「越谷市まちの整備に関する条例」等に基づくユニバーサルデザインを採用します。	スポーツ振興課
移動手段の充実 3-4-(4)-③	視覚障がい者をはじめ移動に支援を必要とする方の体育施設利用時の支援や交通機関の利便性の向上などについて検討します。	スポーツ振興課 (都市計画課)
施設のバリアフリー化提供の情報 3-4-(4)-④	障がい者のスポーツ・レクリエーション活動参加促進の観点から、体育施設のバリアフリー化の状況について刊行物などへの掲載を要請します。	スポーツ振興課
指導者の養成・確保 3-4-(4)-⑤	障がい者のニーズを把握するとともに、関係機関との連携や情報交換を深め、障がいの状況に応じたスポーツ・レクリエーション活動の指導ができる人材の養成・確保を図ります。	スポーツ振興課 (障害福祉課) (児童福祉課)
活動機会の充実と交流の促進 3-4-(4)-⑥	障がいの程度など心身の状況に応じて、だれもが参加できるようなスポーツ・レクリエーション教室や講座、運動プログラムを充実するとともに、PRを強化し参加対象者の拡大を図ります。 国や県など広域的な規模で開催される大会等への参加を促進します。	スポーツ振興課 (障害福祉課) (児童福祉課)
ボランティアの養成 3-4-(4)-⑦	障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション大会等の運営を支援するボランティアの養成を図ります。	スポーツ振興課 (障害福祉課) (児童福祉課)
市民相互の理解促進 3-4-(4)-⑧	障がい者向けのスポーツ・レクリエーションをはじめ、だれもが参加できる大会等の開催など、スポーツ・レクリエーション活動によるユニバーサル社会づくりへの取り組みを推進します。	スポーツ振興課 (障害福祉課) (児童福祉課)



越谷市立武蔵野中学校 3年 うめつ 梅津 みずほ 瑞穂

「三年間の思い出」

私は、これからもみんなと協力しながら絆を大切に
して、一步一步しっかりと成長していこうという気
持ちを表現しました。